

EU の FTA における環境関連条項：断片化、多数国間化の可能性

関根豪政（日本学術振興会・特別研究員 PD）

本報告は、EU の自由貿易協定（FTA）に設けられている種々の環境関連条項を、断片化（fragmentation）及び多数国間化（multilateralisation）の観点から検討した。

近年の FTA の急増により、FTA と WTO（世界貿易機関）の規範内容や解釈に乖離が生ずる断片化の問題が危惧される一方で、多様化する二国間規律が収斂することによって新たな多数国間化の機運が高まることも期待される。そこで、これらの現象の可能性について、FTA のハブとして重視される EU の FTA を取り上げ、その中でも特に多様な規定が設けられる傾向の強い環境関連条項に焦点を当てて検証した。

本報告ではまず議論の前提として、従来の WTO における環境に関する議論を、CTE（貿易と環境に関する委員会）における議論を中心に概説した。また、EU の FTA 政策を俯瞰し、2006 年の Global Europe 以降の比較的近年になって、環境関連条項に方針転換が見られることを指摘した。

その上で、具体的に六種類の環境関連条項について検討した。すなわち、環境基準の引き下げによる貿易奨励の禁止、高い環境保護水準の奨励、多数国間環境協定（MEA）との関連性、国際基準への調和、予防原則、環境物品・サービスについて、各協定の詳細を分析した。

以上の規定から把握できることは、次の点である。まず、総じて環境関連条項が充実・詳細化する傾向が見られる。また、それらの条項の一部は、米国その他の国が締結している FTA においても設けられており、ゆえに規律の多数国間化の兆候が確認される。しかし、その一方で、EU 独自の規定については断片化の可能性が指摘できる。これらを踏まえると、EU の FTA における環境関連規定は、貿易と環境問題の調和に向けた規律が充実するとの面では肯定的な評価がされるものの、断片化が生ずる可能性も高く、その解消のための手当てがなされない限りその状態は継続することが危惧されるとの結論が導かれる。

本報告に対しては、極めて有益な指摘や助言を頂いたので、簡単に紹介したい。第一が、EU の FTA における「予防原則」の規定がリオ宣言第 15 原則に言及していたとしても、実質的には EU が想定する同原則の適用を妨げないのではないか、との指摘である。第二が、FTA における環境関連条項の欧州議会の反応に関する助言である。第三が、EU の FTA において国際基準が参照されることは、むしろ EU 基準の奨励からの後退を含意するのではないかととの質問である。いずれの指摘も本報告のさらなる発展の礎となるものであり、今後はこれらを踏まえて研究内容を精緻化してゆきたい。